

新旧対照表

公益社団法人浦安市シルバー人材センター補助金交付要綱（昭和63年告示第88号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(補助金の額)</p> <p><u>第3条</u> 補助金の額は、<u>19,500,000円</u>以内で市長が適當と認めた額とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この告示は、公示の日から施行する。</u></p>	<p>(補助金の額)</p> <p><u>第3条</u> 補助金の額は、<u>46,010,000円</u>以内で市長が適當と認めた額とする。</p>